

補助金調書

補助金名	ふくこいアジア祭り組織委員会補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化まつり振興部 まつり振興課(TEL092-711-4359)	
交付先	団体	ふくこいアジア祭り組織委員会	区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助事業を成し得る団体が、ふくこいアジア祭り組織委員会以外存在しないため。					
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	8	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	博多・天神地区を中心としたにぎわいを創出するため、本市と民間事業者が連携して開催する「ふくこいアジア祭り」の運営を支援することにより、都心部の集客や回遊性の向上、都市間交流の促進及び青少年の健全育成による交流の拡大を図り、もって魅力ある街づくりの促進及び本市の経済の発展に寄与することを目的とする。 補助金を交付する対象となる事業は、ふくこいアジア祭りにおける舞台、付帯設備を設置し、運営する事業とする。					
補助金の終期	令和6年	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	ふくこいアジア祭りでは、幅広い年齢層の参加者や他都市からの参加チームが、数カ所のステージで演舞を披露しており、都心部の集客及び回遊性の向上や、本市のにぎわいの創出に貢献しており、魅力ある街づくりの促進と本市経済のさらなる発展に寄与するため、引き続き支援する必要がある。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1) 会場設営費 (2) 音響照明費用 (3) 会場使用費 (4) 警備費 (5) 清掃費 (6) 保険料 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	1,000 千円	1 千円	1 千円	0 千円	0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	ふくこいアジア祭りの開催(各舞台の設置等)					
補助金交付 による効果	都心部の集客や回遊性の向上、都市間交流の促進及び青少年の健全育成による交流の拡大を図り、もって魅力ある街づくりの促進及び本市の経済の発展に寄与する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。